

地権者・設計者のみなさまへ

1区画の最低敷地面積135㎡確保にご協力を！

坂戸市では、良好な住環境の形成を図るため、地区計画を定めている区域については、1区画の最低敷地面積を規制しています。

市街化区域のうち地区計画を定めていない区域につきましても、建築物等の建築を目的として敷地を分割する際に、1区画の敷地面積について、下記のとおり確保されるようご協力をお願いいたします。

記

◆ **規制されている区域以外の最低敷地面積**

1区画135㎡



※ただし、路地状敷地の場合、
路地状部分を除き100㎡

※詳細は裏面をご確認ください。

◆ 「地区計画」で最低敷地面積が定められている区域

(住宅が建築可能な区域のみ記載)

○にっさい花みず木地区の一部 ➡ 1区画: 150㎡

○関間四丁目地区 ➡ 1区画: 135㎡

○エコタウン北坂戸地区 ➡ 1区画: 500㎡・135㎡

